報告第3号

豊川市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、 別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求 める。

平成27年5月11日提出

豊川市長 山 脇 実

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月31日

豊川市長 山 脇 実

豊川市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

豊川市長 山 脇 実

豊川市条例第15号

豊川市市税条例等の一部を改正する条例

(豊川市市税条例の一部改正)

第1条 豊川市市税条例(昭和25年豊川市条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

第27条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第29 2条第1項第4号の5」に改め、「又は同条第17号の2に規定する連結個 別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3 の2に定めるところにより算定した純資産額)」を削り、「。以下この表」 を「。以下この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の 資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額 に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資 本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又 は出資金の額が」とする。

附則第12条の4の見出しを「(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)」に改める。

附則第12条の5の見出しを「(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」を「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)、附則第13条の3(見出しを含む。)

及び附則第14条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条の2第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第20条(見出しを含む。)、附則第20条の3(見出しを含む。) 及び附則第21条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

(豊川市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊川市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年豊川市条例第1 7号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第64条」を「第64条第2号ア」に、「並びに附 則第4条」を「(「3,600円」に係る部分を除く。)並びに附則第4条 第1項」に改め、同条第5号中「第35条の2の2第1項及び」の次に「第 64条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係 る部分に限る。)並びに同号イ及び同条第3号の改正規定並びに」を加え、 「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第64条」を「第64条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第64条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限 る。)、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動 車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお 従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規 定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊川市市税条例(以下「新条例」という。) 第27条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の 市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用 し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結 事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明 (第1条関係)

条 項	規定事項	説	明
総括		市税制度の適正化を図るため、の市民税の均等割の税率区分の見直し並びに固定資産税及び都税の税負担の調整措置を講ずるに、併せて所要の規定の整備を初のである。	基準の市計画ととも
第 2 7 条 第 2 項 第 4 項	均等割の税率	法人の市民税の均等割の税率 基準である資本金等の額に無償 は無償増資の金額を加減算する に、資本金等の額が資本金に資 金を合算した額を下回る場合は、 合算した額を法人の市民税の均 税率区分の基準とするものとす。 この改正は、平成27年4月 後に開始する事業年度から適用	減と本、等る1資と準当割。日又も備該の以
附則第12条の4	土地はるでのというでのというでは、大学をはいるのでのは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	規定の整備	

	義	
	平成28年度	平成28年度又は平成29年度の固
FIJAIMI I Z ACO O	7	定資産税に限り、自然的及び社会的条
	年度における	件から見て類似の利用価値を有すると
	土地の価格の	認められる地域において地価が下落
	生紀	し、修正前の価格を課税標準とするこ
		とが著しく均衡を失すると認める場合
		においては、修正前の価格を修正基準
		によって修正した価格として当該年度
		分の固定資産税の課税標準とするもの
		とする。
附則第13条	宅地等に対し	宅地等に対して課する固定資産税の
	て課する平成	特例について、平成27年度から平成
	27年度から	29年度まで現行と同様の措置を講ず
	平成29年度	るものとする。
	までの各年度	
	分の固定資産	
	税の特例	
附則第13条の3	用途変更宅地	用途変更宅地等及び類似用途変更宅
	等及び類似用	地等に対して課する固定資産税の特例
	途変更宅地等	について、平成27年度から平成29
	に対して課す	年度まで現行と同様の措置を講ずるも
	る平成27年	のとする。
	度から平成2	
	9年度までの	
	各年度分の固	
	定資産税の課	

	税の特例	
附則第14条	農地にマンス でのようでの での はない での はない での はない での はない の はない の はない の はない の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	農地に対して課する固定資産税の特例について、平成27年度から平成29年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第17条の2 第1項 第2項	特別土地保有 税の課税の特 例	規定の整備
附則第20条	宅地等はる 27 成での 都の特の がの の 物の 特例	宅地等に対して課する都市計画税の 特例について、平成27年度から平成 29年度まで現行と同様の措置を講ず るものとする。
附則第20条の3	用途変類を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	用途変更宅地等及び類似用途変更宅 地等に対して課する都市計画税の特例 について、平成27年度から平成29 年度まで現行と同様の措置を講ずるも のとする。

	市計画税の課	
	税の特例	
附則第21条	農地に対して	農地に対して課する都市計画税の特
	課する平成2	例について、平成27年度から平成2
	7年度から平	9年度まで現行と同様の措置を講ずる
	成29年度ま	ものとする。
	での各年度分	
	の都市計画税	
	の特例	

参考資料 豊川市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の 説明 (第2条関係)

条項	規定事項	説明
附則第1条 第3号 第5号	施行期日	軽自動車等のうち、原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の税率の引上げ措置について、施行期日を1年延期し、平成28年4月1日とするものとする。
附則第4条	軽自動車税に 関する経過措 置	軽自動車等のうち、原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の税率の引上げ措置について、平成28年度以後の年度分について適用することとし、平成27年度分までは改正前の税率を適用するものとする。